

規制改革ホットライン処理方針
(令和5年12月14日から令和6年11月13日までの回答)

デジタル・AIワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
特別児童扶養手当所得現況届における個人番号の活用について	現行制度下で対応可能	△	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

公共班関連

番号:1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和6年3月19日	回答取りまとめ日	令和6年5月22日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	特別児童扶養手当所得現況届における個人番号の活用について
具体的内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第6号では、手当受給者や配偶者等の個人番号を記載したうえで、手書きで各人の所得情報を記載します。様式に個人番号を記載するのであれば、個人番号を活用し、手当の認定を行う都道府県が所得確認と手当の認定を行うべきであり、手書きでの所得情報の記載を廃止すべきです。
提案理由	市町村の福祉部署の職員です。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第6号(以下、現況届とする)の受付事務を毎年8月に行います。現況届に受給者等の個人番号を記載し、加えて手書きでの所得情報の記載を行う必要があります。全受給者を対象とし、所得情報の計算や記載を行うため、膨大な人的コストがかかります。また、都道府県に現況届を提出したのちに、都道府県は個人番号を用いて手書きで記載した所得情報を確認し、誤りがあると市町村に現況届を返却し、手書きで修正させ、訂正印の押印を求めます。全ての現況届が都道府県に受理されるまで時間と人的コストがかかります。 現況届に記載してある個人番号を活用し、都道府県において所得情報を用いて認定ができるのであれば、市町村は個人番号を記載した現況届の受付を行い、都道府県において一括して所得情報の取得と認定が可能となり、事務作業の効率化を行うことが期待できます。
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	特別児童扶養手当の受給者は、毎年8月12日から9月11日までの間に、所得状況届を都道府県知事に提出しなければなりません。	
該当法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	現行制度上、現況届に記載してある個人番号を活用し、都道府県において所得情報を用いて認定することは可能であり、都道府県の了解があればそのような取扱いとすることも可能です。	

区分(案)	△
-------	---